



国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会での 議論について —2018年6月会議の概要—

IVSC評議員

や ま だ た つ み
山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会(International Valuation Standards Council: IVSC)の評議員会が2018年6月21日及び22日にロンドンのIVSCの事務所で開催された。

本稿では、下記に示すIVSCの評議員会での主な議論について報告する。なお、今回の特色として、今後の評価の対象となる可能性のある仮想通貨に関する説明セッションが設けられ、さらに、英国の財務報告協議会(Financial Reporting Council:FRC)のCEOであるStephen Haddrill氏を招いて現在のFRCの活動状況に関する説明セッションも開催されたことが挙げられる。また、初日の昼にはIVSCのスポンサーとの昼食会が開催され、IVSCの活動状況の説明及び意見交換が行われ、2015年に実施した組織改訂以降の基準設定活動に対しては概ね肯定的な意見が表明された。

- (a) 金融商品評価基準プロジェクトの進展状況
- (b) 事業評価に関する品質マーク(Quality Mark)の創設
- (c) IVSCの財務諸表及び2018年度の

予算の承認

(d) その他

2 金融商品評価基準プロジェクトの進展状況

IVSCは、2017年4月以降、現在の金融商品に関する国際評価基準(IVS500「金融商品」)を抜本的に改訂するためのプロジェクトを進めている。このプロジェクトで検討しようとしている金融商品に関する国際評価基準(IVS)は、評価を行う金融機関自体のガバナンスや評価に用いるべきデータの性質にまで踏み込んだものが想定されている。今回、次の事項が報告された。

- (1) 7名のメンバーからなる金融商品理事会(Financial Instruments Board: 金融商品に関する評価基準のドラフトを作成し、基準レビュー理事会(SRB)に提案する機関)のメンバーを選任するためのインタビューが順次行われている。
- (2) 今後組織される金融商品理事会に新しいIVSの作成に当たって考慮すべき問題点にどのようなものがあるかを提示するために、それらを検討する4つのワーキング・グループを組成することが決定されている。2018年2月の

時点ではこのうち3つのみが組成されていたが、現在までにすべてのワーキング・グループが組成された。

- (3) 最近、ゴールドマンサックス(すべてのワーキング・グループにメンバーを派遣)、クレディスイス及びシンガポールの銀行がワーキング・グループに参加した。

なお、上述の4つのワーキング・グループ及びそこでの検討事項の概要は次のとおりである。

- (1) 金融機関のガバナンス、文書化、透明性及び監査可能性に関するワーキング・グループ

デリバティブなどの価格付けを行う組織の独立性、内部統制及びシステムや業務プロセスなどを検討する。

- (2) 評価のためのフレームワークに関するワーキング・グループ

会計、規制及びその他の評価に関する基準との関連性の検討、さらに、銀行や他のステーク・ホルダーが用いている現行のフレームワークをどのように活用できるかなどを検討する。

- (3) 評価に用いるデータに関するワーキング・グループ

評価に用いるデータの質及び信頼性の評価、市場が非流動的又は不活発な場合に用いるべきアプローチの検討、さらに、不完全なデータに対するアプローチ(例えば、外挿法(extrapolation)又は内挿法(interpolation))、データが存在しない場合のアプローチ(代理変数)の検討、質の低い関連データを用いて評価されたポジションの透明性の確保などを検討する。

- (4) 財務報告に関するワーキング・グループ

財務報告において、基準に準拠していない評価分野の識別、評価に関する不確実性があり実務でばらつきが出

る分野の識別、財務報告上の要求と評価の一般原則との間で対立のある分野(大きく集中しているポジションの影響など)の識別、レベル1から3ではなく評価フレームワークに基づいている評価の識別などについてどのように財務報告に含めるかなどを検討する。

3 事業評価に関する品質マークの創設

2018年2月会議で、事業評価に関与する各国の評価専門職業組織(Valuation Professional Organization: VPO)及び当該VPO構成員が一定の信頼水準を満たしていることを示す品質マーク(Quality Mark)を創設することが合意されているが、これを受けて、新制度に関する意見を求めるために2018年5月にコンサルテーション・ペーパーが公表されたことが報告された(コメントの締切日は2018年8月1日)。

品質マークは、VPO自体及びその構成員で一定の水準を満たす者に付与される。VPOは、IVSCが定めた一定の要求水準(技術的な能力を有していること、IVSの最新の知識を習得していること、IVSの訓練とその理解度に関する評価を受けていること及び倫理規定を有していることなど)を満たしていなければならない。これらを満たす証拠とともに資格取得の申請をIVSCに行い、資格が認められると、この資格をVPO及びその会員が使うことができる。これらの概要を示す以下のとおりである。

- (1) VPOが品質マークを使用するために満たさなければならない資格要件
- 次のような要件を満たす必要がある。
- (a) IVSCのメンバーであること。
- (b) 一定の資格要件(技術能力や実務経験など)を満たす会員に資格を提供している組織であること。

- (c) 会員に対して継続的な教育を提供しかつそれを監視していること。
- (d) 会員に対して一定の水準を満たすIVSに関するトレーニングを提供しかつそれを評価していること。
- (e) 一定の水準の倫理規定を持ち、かつ、それを教育する手段を有していること。
- (f) 会員の実務を検査する一定の水準を満たすプロセスを有していること。
- (g) 会員が基準に準拠しているかどうかを調査する一定の水準を満たす独立した懲戒プロセスを有していること。
- (h) IVSを採用していない場合には、3年以内にIVSを採用することにコミットしていること。

(2) VPOからの申請手続

会員及び基準認識理事会(Member & Standards Recognition Board: MSRB)の下に品質マークの申請を検討する委員会を設置し申請を受け付ける。VPOは、上記(1)の要件を満たすことを示す証拠とともに申請書を提出し、MSRBの上記委員会は四半期ごとに申請の検討を行い、承認するかどうかの判断を行う。

(3) 継続評価

いったん、品質マークの使用が認められたVPOに対しては、資格要件を満たしているかどうかの評価を2年に一度行う。

なお、品質マークを創設する動きを受けて、日本国内においても、事業評価を行う関係者の連携を図る動きが始まっている。

4 IVSCの財務諸表及び2018年度の予算の承認

IVSCの決算期は3月末であり、今回、2018年3月末の財務諸表について、

監査人を交えて議論が行われ、決算の内容が承認された(監査意見は無限定適正意見)。ただ、会費の請求はアメリカドルで行われるものの、活動の中心がロンドンにあり、多くの経費がポンドで支出されるため、機能通貨はポンドとなっているが、機能通貨としてポンドが妥当かどうかで改めて議論された。IVSCでは、ドルの入金は、ドル建てでの支払いが予定されている経費相当額部分を除いて、直ちにポンドに換金することによって為替リスクの低減を図ることとしているが、期末に多額のドル建ての未収入金があるとその部分が為替変動にさらされるので、会費の請求時期を見直すなど、期末における為替レートの変動が損益に影響を及ぼさないようにすべきとの議論となり、事務局で対応を検討することとなった。

2018年度の予算についても、スタッフ増員のための追加支出を除き前年度と同様の水準で承認された。また、事務所の賃貸料の低減のため、2018年9月にロンドンのシティ内で事務所を移転する予定であることが報告された。

5 その他

(1) MSRB及びSRBの活動報告

MSRB議長からは、すでに触れた事業評価に関する品質マークプロジェクトの進捗状況についての説明があり(上記3参照)、このほか、IVSの市場での認知度を高めるために学者との連携を図ること

を検討していることが報告された。SRB議長からは、今後、IVSの改善のために取り上げるべき議題項目である6項目(非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業及び棚卸資産)についての検討状況の簡単な報告があった。

(2) 今年の年次総会

2019年10月の年次総会は、10月22日(月)から24日(水)まで、ドバイで開催されるが、今回、その日程が提示された。

(3) 仮想通貨の仕組みについて

最近話題になっている仮想通貨の仕組みとそれに対する評価の在り方についての説明が行われたが、ブロックチェーンを含めた仕組みの理解に時間を要し、仮想通貨の評価の在り方に関するところまで議論は進まなかった。

(4) APEC Initiativeの活動報告

元評議員であるNicholas Brooke氏(香港在住)が担当となって、アジア太平洋経済協力(APEC)からの要請で、域内のメンバー21か国にIVSを資産評価の基本原則として導入することを勧めるための活動を2014年から行っている。その進捗状況についての報告が行われ、APEC Initiativeの活動期限である2019年までに成果を出すために、引き続き、規制当局又はVPOに対してIVSの採用を働きかける、また、VPO組織がない国の場合には、そのような組織の組成を推奨するといった活動を行っていることが報告された。

(5) FRCのStephen Haddrill氏の講演

Haddrill氏からは、FRCの活動領域全般に対する現状の説明があった。筆者が気付いた点は次のとおりである。

- ・ 市場からの企業の財務報告への信頼の回復を図ることを当面重視している。
- ・ 企業報告(corporate reporting)の対象は投資家のみとするのは適切ではなく、より広いステーク・ホルダーを視野に5年ぐらいのうちに改善が必要である。
- ・ 監査に関しては、監査人の努力にもかかわらず、市場との期待ギャップが依然として解消していない。
- ・ 最近の英国の大手企業の倒産を受けて、のれんの取得後の評価(特に、減損規定の適用の厳格さ)に関して批判が高まっており、この点の改善のための検討が必要である。
- ・ 資産評価に関しては、グローバル化によってインドや中国において資産評価の重要性が高まっているが、信頼に足る資産評価の専門家が育っておらず、これらの国々での改善が必要である。この面で、英国王立チャータード・サバイヤーズ協会(Royal Institution of Chartered Surveyors: RICS)の果たすべき役割は大きいと考えている。